

番号: 121/2012/TT-BTC

ハノイ, 2012 年 7 月 26 日

公開会社に適用されるコーポレート・ガバナンスについて定める 通達

2001 年 12 月 25 日の政府組織法 (32/2001/QH10) に基づき;

2005 年 11 月 29 日の企業法 (60/2005/QH11) に基づき;

2006 年 6 月 29 日の証券法 (70/2006/QH11) に基づき;

2010 年 11 月 24 日の証券法の条項を修正, 補充する法律 (62/2010/QH12) に基づき;

2010 年 10 月 1 日の企業法の条項の施行の詳細を規定する政府の議定 (102/2010/ND-CP) に基づき;

2008 年 11 月 27 日の財務省の職能, 任務, 権限及び組織機構を定める政府の議定 (118/2008/ND-CP) に基づき;

国家証券委員会委員長の提議をうけ, 財務大臣は公開会社に適用されるコーポレート・ガバナンスについて定める通達を次のとおり制定する:

第 1 章

一般規定

1 条 調整範囲

この通達は公開会社¹に適用されるコーポレート・ガバナンス²について定める。

2 条 用語の解釈

この通達において, 以下の各用語は次のとおり理解される:

1. 関係者³とは, 証券法第 6 条 34 項に規定される個人又は組織をいう。
2. 非執行取締役会構成員⁴とは, 社長 (総社長), 副社長 (副総社長), 会計

¹ 「公開会社」は, 原文では” công ty đại chúng” (直訳すれば「大衆会社」) である。

² 「コーポレート・ガバナンス」は, 原文では” quản trị công ty”である。

³ 「関係者」は, 原文では” người có liên quan”である。

⁴ 「非執行取締役会構成員」は, 原文では” thành viên Hội đồng quản trị không điều hành”である。なお, 「取締役会構成員」(原文では” thành viên Hội đồng quản trị”)は) 一般には, 「取締役」と訳されるところであるが, 本稿では原文に従い上記のように訳している。

主任⁵及び取締役会に任命されるその他の管理職員⁶等ではない取締役会構成員をいう。

3. 独立取締役会構成員⁷とは、次の各条件を満たす取締役会構成員をいう：

- 非執行取締役会構成員であり、かつ、社長（総社長）、副社長（副総社長）、会計主任及び取締役会に任命されるその他の管理職員等の関係者でない；

- 子会社、連結会社、公開会社が支配権を有する会社の取締役会構成員、社長（総社長）、副社長（副総社長）でない；

- 会社の大株主⁸又は大株主の代理人又は大株主の関係者でない；

- 直近の 2 年間に於いて会社に法律、会計コンサルティング役務を提供する組織に勤務していない；

- 年間の取引高が会社に対して直近の 2 年間に於いて総売上又は会社が購入した商品、役務の総価値の 30%以上を占める取引先又は取引先の関係者でない。

第 2 章

株主及び株主総会

3 条 株主の権利及び義務

1. 株主は、企業法、関係法令文書及び会社定款の規定による権利及び義務を完全に有する、とりわけ：

a) 全額が払い込まれ、かつ、会社の株主簿⁹に記載された株式を自由に譲渡する権利。但し、法令、会社定款の規定及び株主総会の決定により譲渡が制限されるいずれかの場合を除く；

b) 公平な取扱いを受ける権利。同一の種類株式を保有する株主には権利、義務及び利益が等しく与えられる。会社が優先種類株式¹⁰を有する場合、優先種類株式に付された権利及び義務は株主に完全に開示され、かつ、株主総会により採択されなければならない；

c) 会社の活動に関する定期及び臨時の情報の通知を完全に受ける権利；

d) 株主総会の会議に参加し、かつ、直接若しくは委任を受けた代理人に

⁵ 「会計主任」は、原文では”kế toán trưởng”である。「会計部門の長」と訳されることもある。

⁶ 「管理職員」は、原文では”cán bộ quản lý”である。

⁷ 「独立取締役会構成員」は、原文では”Thành viên Hội đồng quản trị độc lập”である。

⁸ 「大株主」は、原文では”cổ đông lớn”である。大株主は直接又は間接に議決権付き株式の 5%以上を保有する株主をいう。証券法 6 条 9 項。

⁹ 「株主簿」は、原文では”sổ cổ đông”である。

¹⁰ 「優先種類株式」は、原文では”loại cổ phần ưu đãi”である。

より又は遠隔での投票¹¹により議決権を行使する権利及び責任;

d) 会社における持株比率¹²に応じて募集新株¹³を優先的に購入する権利.

2. 株主は自らの合法的権利を保護する権利を有する. 株主総会の決定, 取締役会の決定が法令に違反する場合, 又は, 法令の規定による株主の基本的権利を侵害する場合, 株主は法令が定めた手順, 手続に従い当該決定の取消しを提議する権利を有する. 法令違反の決定が会社に対し損害を及ぼす場合, 取締役会, 監査役会¹⁴, 業務を行う社長 (総社長)は¹⁵は自らの責任で会社に補償しなければならない. 株主は法令の規定により会社に損失の賠償を請求する権利を有する.

4条 大株主の責任

1. 大株主は自らの優越的地位を利用して会社及び他の株主の権利, 利益に損害を及ぼしてはならない.

2. 大株主は法令の規定により情報を開示する義務を有する.

5条 会社定款

1. 会社定款は企業法及び関係法令文書の規定に反してはならない.

2. 公開会社は会社定款を作成するためにこの通達の別表にある模範定款を参照する.

6条 年次及び臨時株主総会の会議

1. 公開会社は, 企業法, 関係法令文書及び会社定款の規定により, 以下の主な各内容を含む株主総会の手順, 手続 招集及び議決に関する規定を定め, かつ, 会社のホームページ上で開示しなければならない:

a) 株主総会の会議に出席権を有する株主名簿の閉鎖に関する通知;

b) 株主総会の招集通知;

c) 株主総会への出席を登録する方式;

d) 投票の方式;

d) 開票の方式, なお, 微妙な問題について, 株主の請求があれば, 公開会社は集票及び開票を行う独立組織を指定しなければならない;

e) 開票結果の通知;

g) 株主総会の決定に異議を申し立てる方式;

¹¹ 「遠隔での投票」は, 原文では” thực hiện bỏ phiếu từ xa”である.

¹² 「持株比率」は, 原文では” tỷ lệ sở hữu cổ phần”である.

¹³ 「募集新株」は, 原文では” cổ phần mới chào bán”である.

¹⁴ 「監査役会」は, 原文では” Ban kiểm soát”である.

¹⁵ 「業務を行う社長 (総社長)」は, 原文では” Giám đốc (Tổng giám đốc) điều hành”である.

- h) 株主総会議事録の作成;
- i) 株主総会の決定の公衆への通知;
- k) その他の問題.

2. 公開会社は法令, 会社定款及び会社の内部規定の規定による株主総会の招集に関する手順, 手続を完全に遵守しなければならない. 公開会社は, 名簿の閉鎖の少なくとも 5 日前までに, 株主総会の会議に出席権を有する株主名簿の閉鎖に関する情報を開示しなければならない. 公開会社は, 株主が株主総会に出席することを制限してはならず, 株主の請求があるときは, 株主が, 代理人に株主総会への参加を委任する, 又は, 書留郵便による投票をなすことにつき条件を設けなければならない. 公開会社は規定により¹⁶委任及び委任状の作成の手続を株主に周知しなければならない.

3. 取締役会又は株主総会招集者は, 議事次第を整理し, 会場及び株主総会の会議の議事次第にある各問題を討論し, かつ, 議決するために合理的な期間を用意しなければならない.

4. 公開会社は株主が最良の方法で株主総会の会議に参加できるように現代的情報技術の適用に最善を尽くさなければならない, それには遠隔での投票, オンライン株主総会の会議による議決の採択を株主に周知することが含まれる.

5. 公開会社は, 毎年, 企業法の規定により年次株主総会の会議を開催しなければならない. 年次株主総会の会議は書面による株主の意見聴取の形式により開催することができない.

6. 公開会社は株主総会の決定の採択のための書面による株主の意見聴取の原則, 内容, 手順, 手続を会社定款又は内部規定に規定する. 書面による意見聴取の場合, 公開会社は十分な資料の送付と開示を保障しなければならない, かつ, 株主が議決票を送付する前に株主総会の会議を開催する場合と同様に資料を検討する合理的期間を確保しなければならない.

7 条 年次株主総会における取締役会の活動報告

年次株主総会に提出される取締役会の活動報告書は少なくとも以下の各内容を含まなければならない:

- 会計年度における会社の活動状況の評価;
- 取締役会及び各取締役会構成員の活動, 報酬及び経費;
- 取締役会の会議及び取締役会の決定の要旨;
- 業務を行う社長 (総社長) に対する監督結果;
- その他の管理職員に対する監督結果;

¹⁶ 何の規定によるのか条文からは明確でない.

- 将来の計画.

8条 年次株主総会における監査役会の活動報告

年次株主総会に提出される監査役会の活動報告書は少なくとも以下の各内容を含まなければならない:

- 監査役会及び各監査役会構成員の活動, 報酬及び経費;
- 監査役会の会議及び 監査役会の決定の要旨;
- 会社の活動及び財務状況の監督結果;
- 取締役会構成員, 業務を行う社長 (総社長) 及びその他の管理職員に対する監督結果;
- 監査役会と取締役会, 業務を行う社長 (総社長) 及び株主との間の協力活動の評価報告.

第3章

取締役会構成員及び取締役会

9条 取締役会構成員の立候補, 推薦

1. (予め候補者を確定できる場合) 取締役会の候補者に関する情報は, 株主が投票に先立ちこれらの候補者について理解できるよう, 株主総会の会議の招集少なくとも7日前までに会社のホームページ上で開示される. 開示される取締役会の候補者に関する情報は少なくとも以下からなる:

- 氏名, 生年月日;
- 専門の程度;
- 職務経歴;
- 候補者が取締役会構成員及びその他の管理職の職務にある会社の名称;
- 会社に関係を有する利益 (あれば) ;
- その他の情報 (あれば) .

2. 取締役会の候補者は開示された個人情報の誠実性, 正確性及び合理性について書面により約し, かつ, 取締役会構成員として選任されたときには誠実に任務を遂行することを約さなければならない.

3. 株主名簿の閉鎖の時点で最低6か月連続して議決権付き株式を保有する株主は取締役会の候補者を推薦するための議決権を合算する権利を有する. 議決権を合算した上で推薦権を有する株主による取締役会の候補者の推薦は法令及び会社定款の規定を遵守しなければならない.

4. 推薦された及び立候補した取締役会の候補者の数が必要な数に満たない場合, 取締役会は追加の候補者を推薦し, 又は, 会社の定款及び内部規則

の規定により推薦させることができる。現職の取締役会による推薦の制度は明確に開示され、かつ、推薦をなす前に株主総会に採択されなければならない。

5. 公開会社は累積の方法により取締役会構成員を選任する投票について具体的に規定し、かつ、株主に周知しなければならない。

10条 取締役会構成員の資格

1. 取締役会構成員は法令及び会社定款が取締役会構成員となることを禁じている対象にあたる者ではない。取締役会構成員は会社の株主でなくてもよい。

2. 公開会社は取締役会の独立性を確保するため取締役会構成員が会社の業務執行部門の管理職を兼任することを制限しなければならない。

3. 取締役会の会長は業務を行う社長（総社長）の職を兼任することができない。但し、年次株主総会において一年毎に兼任について承認された場合はこの限りでない。

11条 取締役会の構成

1. 取締役会構成員の数は3名から11名である。取締役会の機構は法令、財務及び会社の事業活動領域に関する知識及び経験を有する構成員のバランスを確保しなければならない。

2. 取締役会構成員の機構は業務執行にあたる構成員と業務執行にあたらぬ構成員とのバランスを確保しなければならない。その内、取締役会構成員の総数の3分の1は非執行取締役会構成員でなければならない。

3. 構成員が法令及び会社定款の規定により構成員の資格を喪失し、解職され、免任され又は何らかの理由のために取締役会構成員を継続することができない場合、取締役会は会社定款の規定により他の者を暫定的に取締役会構成員に任命することができる。後任の取締役会構成員の選任は直後の株主総会において行われなければならない。

12条 取締役会構成員の権利

取締役会構成員は、企業法、関係法令文書及び会社定款の規定による権利、とりわけ会社及び会社の各部門の財務事業活動状況に関する情報、資料の提供を受ける権利を完全に有する。

13条 取締役会構成員の責任及び義務

1. 取締役会構成員は企業法、関係法令文書の規定による責任及び義務を完全に遵守しなければならない。

2. 取締役会構成員は株主及び会社の最高の権利のために自らの任務を誠実かつ慎重に行う責任を有する。

3. 取締役会構成員は全ての取締役会の会議に出席し、かつ、討論に上げ

られた問題について明確な意見を述べる責任を有する。

4. 取締役会構成員は子会社、連結会社及び当該取締役会構成員が会社の持分を代表する他の組織から受ける報酬について会社に開示する責任を有する。

5. 取締役会構成員及び関係者が会社の株式取引を行ったときは法令の規定によりこの取引を国家証券委員会に報告し、かつ、情報を開示する。

6. 公開会社は株主総会の承認を受けて取締役会構成員に責任保険を付すことができる。この保険は法令及び会社定款違反に関係する取締役会構成員の責任を含むことができない。

14条 取締役会の責任及び義務

1. 取締役会は企業法、関係法令文書の規定による責任及び義務を完全に遵守しなければならない。

2. 取締役会は会社の活動に関して株主に責任を負う。

3. 取締役会は会社の活動が法令、会社の定款及び内部規定の規定を遵守し、全ての株主を平等に取扱い、かつ、会社に関係する権利を有する者の利益を尊重することを保障する責任を負う。

4. 取締役会は、以下の主な内容からなる、取締役会構成員の推薦、立候補、選任、免任及び罷免の手順、手続及び取締役会の会議の開催の手順、手続に関する規定を作成する：

a) 取締役会構成員の推薦、立候補、選任、免任及び罷免の手順及び手続：

- 取締役会構成員の基準；

- 株主、株主集団が法令及び会社定款の規定により取締役会構成員の地位に他人を推薦する及び立候補する方式；

- 取締役会構成員を選任する方式；

- 取締役会構成員が免任或いは罷免される場合；

- 取締役会構成員に選任、免任、罷免に関する通知。

b) 取締役会の会議の開催の手順、手続：

- 取締役会の会議の通知（会議次第、時間、会場、関係資料及び会議に出席できない取締役会構成員のための投票用紙からなる）；

- 取締役会の会議を開催する条件；

- 議決の方式；

- 取締役会の決議を採択する方式；

- 取締役会の会議の議事録の作成；

- 取締役会の決議の通知。

5. 取締役会は、以下の主な内容からなる、管理職員の選定、任命、免任の手順、手続及び取締役会と監査役会及び業務を行う社長（総社長）との間の協力活動の準則、手続に関する規定を作成する：

a) 上級管理職員の選定、任命、免任の手順、手続：

- 上級管理職員の選定の基準；
- 上級管理職員の任命；
- 上級管理職員との労働契約の締結；
- 上級管理職員が免任される場合；
- 上級管理職員の任命、免任の通知。

b) 取締役会、監査役会及び業務を行う社長（総社長）の間の協力活動の準則、手続：

- 招集の手続、手順、会議への招聘の通知、議事録の作成、会議の結果の取締役会、監査役会及び業務を行う社長（総社長）への通知；

- 取締役会の決議の監査役会及び業務を行う社長（総社長）への通知；

- 業務を行う社長（総社長）及び監査役会が取締役会の会議の招集を提議する場合及び取締役会に意見を求めなければならない問題；

- 業務を行う社長（総社長）の課された任務の遂行及び与えられた権限の行使に関する取締役会に対する報告；

- 決議及び取締役会の委任したその他の問題の実行につき業務を行う社長（総社長）に対する点検；

- 業務を行う社長（総社長）が報告、情報を提供しなければならない問題及び取締役会、監査役会に通知する方式；

- 下記の構成員の具体的な任務に応じた監査、業務執行、監督における取締役会構成員、監査役会構成員及び業務を行う社長（総社長）との協力活動。

6. 取締役会は取締役会構成員、業務を行う社長（総社長）及びその他の管理職員に対する活動評価、表彰及び懲戒の制度を作成する責任を有する。

7. 取締役会はこの通達の規定第 7 条により株主総会において取締役会の活動を報告する責任を有する。

15 条 取締役会会議

1. 取締役会の会議の開催は会社の定款及び内部規則に規定される手順による。取締役会の会議の開催、会議の議事次第及び関係資料は予め法令及び会社定款の規定する期間内に取締役会構成員に通知される。

2. 取締役会の会議の議事録は詳細かつ明確に作成されなければならない。会議に参加した秘書役及び取締役会構成員は会議の議事録に署名しなければならない。取締役会の会議の議事録は法令及び会社定款の規定により保

管されなければならない。

16条 取締役会の報酬

1. 取締役会の報酬は、毎年、株主総会により採択され、かつ、規定により開示される。

2. 取締役会構成員が業務執行及び子会社の職位を兼任する場合、開示される報酬は業務執行の職位にかかる給与賞与及びその他の報酬額を含まなければならない。

3. 報酬、その他の利益及び会社が精算し、各取締役会構成員に支給された経費の額は会社の年次報告書において詳細に開示される。

第4章

監査役会構成員及び監査役会

17条 監査役会構成員の立候補, 推薦

会社定款に異なる規定がある場合を除き、監査役会構成員の立候補、推薦はこの通達第9条1, 2, 3及び5項に規定される取締役会構成員の立候補、推薦と同様に行われる。

推薦及び立候補を経た監査役会の候補者の数が必要な数に満たない場合、現職の監査役会は追加の候補者を推薦し、又は、会社定款の規定する制度により推薦させることができる。現職の監査役会による推薦の制度は明確に開示され、かつ、推薦をなす前に株主総会に採択されなければならない。

18条 監査役会の構成員の資格

1. 監査役会構成員は法令及び会社定款が監査役会構成員となることを禁じている対象にあたる者ではない。監査役会構成員は専門の程度及び経験を有する者でなければならない。監査役会構成員は会社の株主でなくてもよい。

2. 監査役会構成員は会社の会計、財務部門の者でなく、かつ、会社の財務報告書の会計監査を行っている独立会計監査会社の構成員或いは従業員ではない。

19条 監査役会の構成

1. 監査役会構成員の数は3名から5名とする。監査役会において最低1名の構成員は会計士又は会計監査人とする。

2. 監査役会長は会計に関する専門家とする。

20条 監査役会構成員の情報アクセス権

1. 監査役会構成員は会社の活動状況に関係する全ての情報及び資料にアクセスすることができる。取締役会構成員、業務を行う社長（総社長）及びその他の管理職員は監査役会構成員の請求により情報を提供する責任を有する。

2. 公開会社は法令及び会社定款の規定により監査役会構成員の効果的な活動及び任務の遂行を補助するための制度を作成する。

21 条 監査役会の責任及び義務

1. 監査役会は自らの監督活動について会社の株主に責任を負う。監査役会は会社及び株主の合法的権利の保護のため、会社の財務状況、取締役会構成員、業務を行う社長（総社長）、その他の管理職員の活動の合法性の監督、監査役会と取締役会、業務を行う社長（総社長）及び株主の協力活動及び法令及び会社定款の規定によるその他の任務に責任を有する。

2. 監査役会は1年に最低2回は開催されなければならない。会議に出席する構成員の数は監査役会構成員の総数の最低3分の2でなければならない。監査役会の会議の議事録は詳細かつ明確に作成される。会議に出席した秘書役及び監査役会構成員は会議の議事録に署名しなければならない。監査役会の会議の議事録は各監査役会構成員の責任を確定するため保管されなければならない。

3. 監査役会の会議において、監査役会は取締役会構成員、業務を行う社長（総社長）、内部会計監査（取締役会）構成員¹⁷（あれば）及び独立会計監査人¹⁸に出席し、かつ、監査役会構成員が関心を有する問題に回答することを請求することができる。

4. 監査役会は取締役会構成員、業務を行う社長（総社長）及びその他の管理職員の法令違反又は会社定款違反行為を発見した場合、監査役会は、48時間以内に書面により取締役会に通知し、違反行為をした者に違反やめ、かつ、是正することを請求する。上記の通知から7日以内に違反行為をした者が違反をやめ、かつ、是正しないとき、監査役会は国家証券委員会に直接にこの問題を報告する責任を有する。

5. 監査役会は公開会社の財務報告書の会計監査を行う独立会計監査組織を選定し、かつ、株主総会に承認を提議できる。

6. 監査役会はこの通達第8条の規定により株主総会において報告する責任を負う。

22 条 監査役会の報酬

監査役会構成員は、毎年、監査役会の義務の履行について報酬を受ける。監査役会構成員への報酬は株主総会に採択される。報酬、その他の利益額の総額は会社が精算し監査役会構成員に支給された経費とともに会社の年次報告書において公開され、かつ、株主に開示される。

第5章

¹⁷ 「内部会計監査（取締役会）構成員」は、原文では” thành viên kiểm toán nội bộ”であり、取締役会構成員であることが明確にはされていない。

¹⁸ 「独立会計監査人」は、原文では” kiểm toán viên độc lập”である。

利益相反の防止

23条 取締役会構成員、監査役会、業務を行う社長（総社長）、その他の管理職員の誠実性及び権利の相反を回避する責任

1. 取締役会構成員、監査役会構成員、業務を行う社長（総社長）、その他の管理職員は企業法、関係法令文書の規定により関係利益を公開しなければならない。

2. 取締役会構成員、監査役会構成員、業務を行う社長（総社長）、その他の管理職員及びこの構成員の関係者は、会社に利益をもたらし得る事業機会を個人的目的で用いてはならず；私利のため、或いは、その他の組織又は個人の利益を図るため自らの職務上得られた情報を用いてはならない。

3. 取締役会構成員、監査役会構成員、業務を行う社長（総社長）及びその他の管理職員は、法令の規定により、子会社、公開会社が支配権を有する会社当該構成員自身又は当該構成員の関係者と会社との取引を取締役に通知する義務を有する。公開会社は上記の取引を承認する株主総会決議又は取締役会決議についての情報 24 時間以内に会社のホームページ上で開示し、かつ、国家証券委員会に報告しなければならない。

4. 会社は取締役会構成員、監査役会構成員、業務を行う社長（総社長）、その他の管理職員及び上記の構成員の関係者に貸付又は保証を提供することができない。但し、株主総会が異なる決定をなした場合はこの限りでない。

5. 取締役会構成員は、当該取締役会構成員の物質的又は非物質的利益が確定されていない取引等、当該構成員又は当該構成員の関係者が参加する取引について議決することができない。上記の取引は会社の年次報告書において開示されなければならない。

6. 取締役会構成員、監査役会構成員、業務を行う社長（総社長）、その他の管理職員及び上記の構成員の関係者は開示を認められていない会社の情報を用い又は関係する取引を行うため第三者に漏洩してはならない。

24条 関係者との取引

1. 関係者との取引を行うにあたり、公開会社は、平等、自主の原則に従い、書面により契約を締結しなければならない。契約の内容は明確であり、具体的でなければならない。かつ、株主の請求があれば情報が開示されなければならない。

2. 公開会社は関係者が会社の商品の販路を支配し、或いは、価格を操作することを通じて会社の活動に干渉し、会社の利益に損害を及ぼすことを防止するため必要な措置を講じる。

3. 公開会社は株主及び関係者が会社の資本、財産又はその他のリソースの流出を引き起こす取引を行うことを防止するため必要な措置を講じる。公開会社は株主及び関係者に貸付又は保証を提供することができない。

25 条 会社に関する権利を有する当事者の合法的権利の保障

1. 公開会社は、銀行、債権者、労働者、消費者、供給者、コミュニティ及び会社に関する権利を有するその他の者等、会社に関する権利を有する当事者の合法的権利を尊重しなければならない。

2. 公開会社は以下を通じて会社に関する権利を有する者と積極的に協力しなければならない：

a) 会社の活動及び財務状況の評価及び意思決定を支援するため銀行及び債権者に必要な情報を完全に提供する；

b) 取締役会、監査役会、業務を行う社長（総社長）との直接の連携を通じて事業活動状況、財務状況及びその利益に関する重要な決定について意見を述べることを奨励する。

3. 公開会社は、労働、環境、コミュニティ及び社会に責任を有する活動に関する規定を遵守しなければならない。

第 6 章

報告及び情報開示

26 条 情報開示義務

1. 公開会社は生産事業活動、財務状況及びコーポレート・ガバナンスの状況について定期及び臨時の情報を株主及び公衆に完全に、正確に、かつ、遅滞なく開示する義務を有する。情報及び情報開示の方式は法令及び会社定款の規定に従う。また、当該情報が証券の価値及び株主及び投資家の決定に影響を及ぼす可能性があるときは、公開会社はその他の情報を、完全、正確、かつ、遅滞なく開示しなければならない。

2. 情報開示は株主及び一般投資家¹⁹が公平にアクセスし得ることを保障するような方法で行われなければならない。情報開示における言葉は明確であり、理解可能であり、かつ、株主及び一般投資家の誤解を避けるものでなければならない。

27 条 コーポレート・ガバナンスに関する情報開示

1. 公開会社は証券及び証券市場に関する法令の規定により各期の年次株主総会及び会社の年次報告書においてコーポレート・ガバナンスの状況に関する情報を開示しなければならない。

2. 公開会社は、証券及び証券市場に関する法令の規定により、コーポレート・ガバナンスの状況について 6 か月毎に報告し、かつ、情報を開示する義務を有する。

28 条 取締役会構成員、監査役会構成員、業務を行う社長（総社長）の報告

¹⁹ 「一般投資家」は、原文では” công chúng đầu tư”（直訳すれば「投資公衆」）である。

及び情報開示に関する責任

この通達第 23 条の規定による責任のほか、取締役会構成員、監査役会構成員、業務を行う社長 (総社長) は、以下の場合、取引に関して報告し、かつ、情報を開示する責任を有する:

1. 上記の構成員が発起構成員であるか又は過去 3 年間に取締役会構成員、業務を行う社長 (総社長) であった会社と会社との取引。
2. 上記の構成員の関係者が取締役会構成員、業務を行う社長 (総社長) 又は大株主である会社と会社との取引。
3. 上記の構成員に物質的又は非物質的利益をもたらし得る取引。

第 7 章

大規模公開会社 及び 上場会社

29 条 大規模公開会社²⁰ 及び 上場会社へのコーポレート・ガバナンスの適用

1. 大規模公開会社の条件を満たさず、かつ、上場会社でない会社についてはこの章の規定を適用しない。
2. 公開会社は、規定に従い、大規模公開会社となったことについて国家証券委員会に報告し、かつ、情報を開示しなければならない。
3. 大規模公開会社はこの章の規定の実施について具体的計画を有さなければならない。大規模公開会社は、大規模公開会社となった日から 1 年を超えない期間に、この章の規定を完全に遵守しなければならない。

30 条 取締役会構成員

1. 大規模公開会社及び上場会社は、5 名から 11 名の取締役会構成員を有さなければならない。
2. 取締役会構成員の機構は業務執行の職位にある構成員と独立した構成員とのバランスを確保しなければならず、その内、取締役会構成員の総数の少なくとも 3 分の 1 は独立した構成員でなければならない。
3. 取締役会構成員は同時に 5 社以上の他の会社の取締役会構成員であってはならない。但し、同一の集団の会社又は親子会社²¹、経済集団²²等、グループ会社²³として活動する会社の取締役会構成員である場合又はファンド管理会社²⁴、証券投資会社²⁵の代表者である場合はこの限りでない。

²⁰ 「大規模公開会社」は、原文では” công ty đại chúng quy mô lớn”である。大規模公開会社の定義については、2012 年財務省通達 52 号 (52/2012/TT-BTC) 第 2 条 2 項。

²¹ 「親子会社」は、原文では” công ty mẹ - công ty con”である。

²² 「経済集団」は、原文では” tập đoàn kinh tế”である。

²³ 「グループ会社」は、原文では” nhóm công ty”である。

²⁴ 「ファンド管理会社」は、原文では” công ty quản lý quỹ”である。

31 条 コーポレート・ガバナンスに関する内部規則

1. 取締役会はコーポレート・ガバナンスに関する内部規則を作成し、かつ、制定する責任を有する。コーポレート・ガバナンスに関する内部規則はコーポレート・ガバナンスに関する現行の原則及び規定に反してはならない。内部規則は会社のホームページ上で開示される。コーポレート・ガバナンスに関する内部規則は以下の主な内容からなる：

- a) 株主総会の招集及び議決に関する手順、手続；
- b) 取締役会構成員の推薦、立候補、選任、免任及び罷免の手順、手続；
- c) 取締役会の会議の開催の手順、手続；
- d) 管理職員の選定、任命、免任の手順、手続；
- d) 取締役会、監査役会及び業務を行う社長（総社長）の間の協力活動の準則、手続；
- e) 活動に対する年次評価、取締役会構成員、監査役会構成員、業務を行う社長（総社長）及びその他の管理職員に対する表彰及び懲戒に関する規定；
- g) 取締役会に所属する小委員会の設置及び活動に関する準則、手続。

32 条 取締役会の小委員会

1. 取締役会は、取締役会の活動を補助するため、政策発展委員会²⁶、人事委員会²⁷、給与委員会²⁸及び株主総会の決議によるその他の特別小委員会からなる小委員会を設置しなければならない。

2. 人事委員会及び給与委員会は委員長として最低 1 名の独立取締役会構成員を有さなければならない。

3. 取締役会は小委員会の設置、責任及び各委員の責任に関し詳細を規定する。

4. 会社が小委員会を設置しない場合、取締役会が給与賞与、人事の問題を担当する独立取締役会構成員を選出する。

33 条 会社秘書役²⁹

1. 効果的にコーポレート・ガバナンス活動が行われることを補助するため、取締役会は最低 1 名の会社秘書役を指定しなければならない。会社秘書役は法令に精通した者でなければならない。会社秘書役は、同時に、会社の財務報告書の会計監査を行っている会計監査会社に勤務してはならない。

²⁵ 「証券投資会社」は、原文では” công ty đầu tư chứng khoán”である。

²⁶ 「政策発展委員会」は、原文では” tiểu ban chính sách phát triển”である。

²⁷ 「人事委員会」は、原文では” tiểu ban nhân sự”である。

²⁸ 「給与委員会」は、原文では” tiểu ban lương thưởng”（直訳すれば「給与賞与委員会」）である。

²⁹ 「会社秘書役」は、原文では” Thư ký công ty”である。

2. 会社秘書役の役割及び任務は以下からなる:

- 取締役会又は監査役会の請求による取締役会, 監査役会及び株主総会の会議の準備;
- 会議の手續に関するアドバイス;
- 会議への出席;
- 取締役会の決議の法令適合性の確保;
- 取締役会構成員及び監査役会構成員への財務情報, 取締役会の議事録の写し及びその他の情報の提供.

3. 会社秘書役は法令及び会社定款の規定により情報の機密を保つ責任を有する.

34条 コーポレート・ガバナンスに関する研修

公開会社の取締役会構成員, 監査役会構成員, 業務を行う社長 (総社長), 会社秘書役は, 国家証券委員会に公認された研修施設においてコーポレート・ガバナンスに関する研修課程に参加しなければならない.

35条 独立会計監査人の株主総会への出席

会計監査人又は会計監査会社の代表者は, 会計監査報告書が重要な項目を有する場合, 株主総会において年次財務報告書に関する意見を表明するため年次株主総会の会議に招聘されなければならない.

第8章

監督及び違反処理

36条 監督

公開会社, 関係を有する組織及び個人は国家証券委員会及び法令の規定によりその他の権限を有する機関によるコーポレート・ガバナンスに関する監督を受けなければならない.

37条 違反処理

この通達の規定に違反し, 又は, これを実施しない公開会社, 関係を有する組織及び個人は, その性質, 程度に応じ, 法令の規定により行政違反の処罰を受け, 又は, 刑事責任の追及を受ける.

第9章

実施組織

38条 実施組織

1. この通達は 2012年9月17日から効力を有し, かつ, 証券取引所/証券取引センターに上場されている会社に適用されるコーポレート・ガバナンス規則の制定に関する 2007年3月13日の財務大臣の 2007年財務省決定第

12 号（12/2007/QĐ-BTC），証券取引所/証券取引センターに上場されている会社に適用される模範定款の制定に関する 2007 年 3 月 19 日の財務大臣の 2007 年財務省決定第 15 号（15/2007/QĐ-BTC）に代わる. 5 条, 6 条, 10 条, 11 条, 16 条, 17 条, 18 条, 19 条, 30 条, 31 条, 32 条, 35 条の規定はそれぞれ 2013 年の会期の年次株主総会の会議から適用される.

2. 国家証券委員会, 証券取引所, 公開会社及び関係を有する組織, 個人はこの通達を実施する責任を負う./.

**KT. BỘ TRƯỞNG
THỨ TRƯỞNG**

(Đã ký)

Trần Xuân Hà